



# かすみがうら市 学校統合だより

TEL 029-897-1111 0299-59-2111  
Mail  
gakkokyoikuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

発行 統合委員会事務局(かすみがうら市教育委員会学校教育課) 〒300-0192 かすみがうら市大和田562

## 霞ヶ浦地区の統合小学校

### 平成 28 年 4 月開校に向け、本格的な協議をスタート

下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会と佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会では、役員の変更に伴い新たに統合委員となった 16 名を迎え、7 月 2 日に両地区合同の統合委員会を開催し、各委員長・副委員長の選任や開校までに必要な事項の協議スケジュールや校名の公募方法等について協議を行いました。

引き続き、児童や保護者が統合新校へ円滑に移行できるよう、慎重に審議を行ってまいります。

#### 下大津・美並・牛渡・宍倉 統合小学校

#### 佐賀・安飾・志士庫 統合小学校

#### 開校に向け、本格的な協議が始動

#### 校名の公募方法などを協議

平成 26 年 7 月 2 日、6 回目となる下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会と佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会を合同で開催し、事務局からこれまでの経過説明を受けました。

また、今後の調整スケジュールや校名の公募方法などを協議し、約 1 年 7 ヶ月後の統合小学校開校に向けた本格的な協議がスタートしました。

#### 委員長・副委員長を選任

この日は、PTA 役員等の改選により、新体制となった統合委員会における最初の会議となることから、協議を始める前に 3 つの小委員会において、委員

長と副委員長の選任を行い、次のとおり決定しました。

#### 下大津・美並・牛渡・宍倉 統合小学校統合委員会

敬称略

委員長	細野 甲壽	美並小学区前区長
副委員長	石神 進一	下大津小学区前区長
	石川 與左衛門	牛渡小学区区長
	鈴木 廣	宍倉小学区区長
	坂本 雅代	下大津小学校運営協力員
	坂 稔	美並小学校運営協力員
	長峰 重男	牛渡小学校運営協力員
	中込 フクヨ	宍倉小学校運営協力員
委 員	大竹 修一	下大津小 PTA 代表
	上野 竜也	美並小 PTA 代表
	江後田 一也	牛渡小 PTA 代表
	待山 幸司	宍倉小 PTA 代表
	國分 成二	下大津小学校長
	井坂 武	美並小学校長
	高野 修一	牛渡小学校長
	黒澤 祐士	宍倉小学校長

## 小委員会

小委員会名	委員長	副委員長
運営検討委員会	江後田一也	待山 幸司
建設推進委員会		
教育活動検討委員会	廣原 澄江	久保田 勝義

## 佐賀・安飾・志士庫 統合小学校統合委員会

委員長	根食 勝雄	志士庫小学区区長
副委員長	鈴木 貞行	佐賀小学校運営協力員
委員	見崎 保一	佐賀小学区区長
	出沼 孝	安飾小学区区長
	立花 栄伸	安飾小学校運営協力員
	森井 たか子	志士庫小学校運営協力員
	石橋 雄一	佐賀小 PTA 代表
委員	池澤 光浩	安飾小 PTA 代表
	高田 正道	志士庫小 PTA 代表
	豊崎 義人	佐賀小学校長
	大川 洋子	安飾小学校長
	押野 豊光	志士庫小学校長

## 小委員会

小委員会名	委員長	副委員長
運営検討委員会	樽見 満夫	高田 正道
建設推進委員会	石橋 雄一	栗原 和幸
教育活動検討委員会	大山 義夫	野口 光広

## 統合小学校統合委員会共通協議事項

番号	協議事項
協議第 1 号	施設整備基本計画
協議第 2 号	校名
協議第 3 号	校章
協議第 4 号	校歌
協議第 5 号	体操服
協議第 6 号	スクールバス
協議第 7 号	通学路

協議第 8 号	組織
協議第 9 号	閉校式
協議第 10 号	開校式
協議第 11 号	交流事業
協議第 12 号	学校行事
協議第 13 号	備品・消耗品
協議第 14 号	学校生活品
協議第 15 号	教育活動

### 《共通》協議第 2 号 校名

校名を公募 実施は 9 月を予定

下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校と佐賀・安飾・志士庫統合小学校のそれぞれの新名称については、公募を実施し、統合委員会で校名案各 1 点を決定後、市議会において学校設置条例改正案の可決を経て、正式に新校名として決定します。

なお、各統合委員会において、それぞれの統合小学校の最終的な校名案 1 点を選定する際には、応募のあった校名案を運営検討委員会で数点に絞り込み、アンケート等を実施したうえで協議を行い、総合的に判断することとしました。

### 《共通》協議第 6 号 スクールバス

先進事例を踏まえ検討を開始

スクールバスの検討をはじめるとあたって、霞ヶ浦中学校での運行状況や県内の自治体が運行している小学校スクールバスの事例について、事務局から説明を受けました。

今後は、先進事例等を踏まえて、運行範囲や運行方法等について協議を行います。

小学校でスクールバスを運行する場合、中学校での運行と比べ、利用学年が倍の 6 学年に増えることなどから、運行に必要なバスの台数も相当数になる見込みです。

これにより、運行を委託する業者が、車両や人員の確保に相当期間を要することが予想されるため、本年中に運行範囲等を決定する予定です。